

本人確認資料

戸籍届出（婚姻、離婚、縁組、離縁、認知）、住民異動届（転入、転出、転居等）、戸籍・住民票謄抄本請求の際は、本人確認書類をご持参願います。

また、他人の戸籍・住民票謄抄本を取るには、正当な理由がある場合を除き、委任状が必要となりますのでご注意ください。

1点でよい物	2点以上必要な物。イとロから各1点かイから2点	
写真つきのもの	イ	ロ
<ul style="list-style-type: none">・マイナンバーカード・運転免許証・運転経歴証明書・パスポート・国・地方公共団体発行の証明書（免許証、許可証、資格証明書、身分証明書）・在留カード・特別永住者証明書・住民基本台帳カード（写真付） など	<ul style="list-style-type: none">・国民健康保険被保険者証・健康保険被保険者証・介護保険被保険者証・共済組合員証・年金手帳、年金証書・恩給証書・住民基本台帳カード（写真なし） など	<ul style="list-style-type: none">・学生証・法人発行の身分証明書・国、地方公共団体発行の資格証明書 など

● 法務省 戸籍の窓口での「本人確認」が法律上のルールになりました。

※ 通知カードは本人確認資料として取り扱うことができません。